

広島市平和記念公園レストハウス
商品取り扱い基本方針

1、趣旨

広島市平和記念公園レストハウスで、特産品・工芸品の販売を行う。国内外から多くの観光客が来館する「レストハウス」において取り扱う商品の基準等を定める

2、レストハウス物販取り扱い事業概要について

施設名	広島市平和記念公園レストハウス	
所在地	広島市中区中島町1番1号	
建物構造	鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建て	
開館時間	8:30~18:00 (3月~11月)	※8月は19:00まで
	8:30~17:00 (12月~翌年2月)	(8月5日、6日は20:00まで)
販売店舗	1階 物販コーナー	
取扱商品	工芸品、雑貨、食品加工品など	
販売形態	商品を常設販売、一部は期間限定販売	
取引条件	委託販売（工芸品など特殊な商品は個別協議）	
商品選定	選定会議にて審査の上、出品可否を決定	
申し込み方法	商品取り扱い申込書をFAX、郵送、e-mailにて申込	

3、商品取り扱い条件（常設の場合）

(1) 取り扱い商品の条件

- ① 来館者（主に訪日客、国内観光客、修学旅行生）向け商品であること
- ② 次の法令について遵守されていること
 - ア) 食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法、計量法等その他関係法令等に定める規定に違反していないこと
 - イ) 商品として品質・衛生管理が適正に行われていること（確認のため生産情報の記録の提出や製造過程の衛生管理マニュアル等についての提出ができること）
 - ウ) PL法（製造物責任法）に基づき、製品によって事故が発生し、その事故の発生が製品の欠陥が原因である場合、被害者の救済ができること
 - エ) 特許、新実用新案等の係争中では無い商品、あるいは係争の恐れがない商品であること

(2) 取り扱い条件

次の項目について、運営事業者と出品者双方の間で合意が得られること

① 販売の条件

原則委託販売とする。ただし、工芸品など特殊な商品については別途協議とする

② 委託販売手数料

原則、売上金額（税込み）の30%を基本とする
商品によっては、個別協議とする

③ 物流コスト

納入の際の物流コストは原則出品者が負担する

④ 返品について

出品期間が終了もしくは賞味期限が近づいた委託販売の加工食品、工芸品などについては原則として、出品者に返品するものとする。返品に係る費用は出品者が負担するものとする
なお、値下げ販売、廃棄処分あるいは試食品への転換については、事前個別協議とする

⑤ その他

記載されていない事項については出品者と運営事業者間で協議を行う

(3) 期間限定商品

取り扱う期間、商品、販売手数料は、別途協議する

4、商品取り扱い基準等

(1) 商品選定を行ううえで重視する考え方

- ① 工芸品・雑貨類 7割、食品加工品は 3割程度の取り扱いを想定
 - ② 本物、希少性、物語性など広島を選びすぐりの産品で、平和記念公園、レストハウスのブランド価値を高めるもの
 - ③ 広島の季節を感じられる“旬”の商品
 - ④ ターゲットを明確化（訪日客、国内観光客、修学旅行生など）した商品
- ※パッケージや商品内容など、レストハウス限定商品の協力を希望する

(2) 商品選定基準

次のそれぞれの項目について総合的に判断し、運営事業者が商品を選定する

- ① 味・品質が優れているもの
- ② 外観（商品形態、ネーミングおよびパッケージデザイン）が優れているもの
- ③ 商品のもつこだわり、背景、高付加価値等があるもの
- ④ 話題性（全国、広島における知名度や集客力）が高いと判断されるもの
- ⑤ 潜在力（仕入販売担当者の専門的観点からみた商品力）があるもの
- ⑥ 商品価格が適正であるもの
- ⑦ 季節性を感じられるもの
- ⑧ レストハウス商品全体の構成バランスを勘案
- ⑨ その他（県内における定評、販売実績、受賞等）

※冷凍・冷蔵商品の扱いは、陳列スペースに限りがあります

5、商品募集にかかわる手順等について

(1) 「レストハウス商品取り扱い申込書」の提出

- ①出品希望者は「レストハウス商品取り扱い申込書」に必要事項を記入のうえ、たびまちゲート広島地域商社事業部「レストハウス商品取扱」係までFAX、電子メール、郵送のいずれかの方法で提出することなお、提出書類については返却しない。
- ②商品取り扱いの申込書の提出後、運営事業者の連絡により、必要に応じてサンプル商品の提供を行うこと

(2) 選定会議

- ①商品受付は随時行い、毎月の選定会議により取り扱いの可否等の決定を行う
- ②取り扱い決定にあたって、申し込み事業者と個別面談を行うことがある

(3) 商品の入れ替え

一定の陳列期間を経過した商品は、選定会議で長期販売の可否を決定する。なお、商品入れ替え基準及び入れ替え対象商品の取り扱いは、次のとおりとする

- ①陳列期間内の販売個数・販売売上の観点で分析し、入れ替え対象商品を決定する
- ②入れ替え対象商品は、陳列期間内に新たに出品を希望する商品も含め、運営事業者が決定するものとする

6、その他

(1) 個人情報の保護

商品取り扱い申込書に記載の情報等については、平和記念公園レストハウスつなぐプロジェクト共同事業体、たびまちゲート広島が本事業のために利用するものとする

- (2) 本基本方針に定めていない項目については、出品者と運営事業者が協議のうえ、決定するものとする

≪施設管理者≫

平和記念公園レストハウスつなぐプロジェクト共同事業体

構成：株式会社たびまちゲート広島

広島県ビルメンテナンス共同組合

広島電鉄株式会社

株式会社広島銀行

株式会社中国新聞

≪問い合わせ先/商品取り扱い申込書送付≫

① メールによるお問い合わせ

平和記念公園レストハウス ホームページ内問い合わせより

② 郵送や電話

たびまちゲート広島 地域商社事業部「レストハウス商品取扱」係

郵送：〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号

TEL：082-554-5805（平日9時30分～17時30分）

FAX：082-554-5806

e-mail：sys@hiroshima-resthouse.jp